



島根県報

平成18年 3 月31日 (金)
号外 第 25 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

公企規程

島根県企業局電気工作物保安規程の一部を改正する規程	1
島根県企業局組織規程の一部を改正する規程	3
島根県企業局事務処理規程の一部を改正する規程	3
島根県企業局の職員及び職員の職の設置に関する規程の一部を改正する規程	4
島根県企業局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程	4
島根県企業局職員宿舎管理規程の一部を改正する規程	5
島根県企業局職員就業規程の一部を改正する規程	6
島根県企業局財務規程の一部を改正する規程	6

公企訓令

木都賀ダム操作規程の一部改正	7
----------------	---

島根県公営企業管理規程

島根県企業局電気工作物保安規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成18年 3 月31日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県公営企業管理規程第 1 号

島根県企業局電気工作物保安規程の一部を改正する規程

島根県企業局電気工作物保安規程（昭和40年島根県公営企業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 (第 3 条関係)

保安管理組織



注 1 印は、保安関係組織を示す。

2 印は、自家用電気工作物を示す。

附 則

この規程は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

島根県企業局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成18年 3 月31日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県公営企業管理規程第 2 号

島根県企業局組織規程の一部を改正する規程

島根県企業局組織規程（昭和35年島根県電気事業管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項の表を次のように改める。

組 織	職	職 務
局	技 監	上司の命を受け、局の事務のうち、特定の重要な施策に係る技術に関する事務を掌理する。
	参 事	上司の命を受け、局の事務のうち、特定の重要な事務を掌理する。
課	調 整 監	上司の命を受け、課の事務のうち、特定の事務を掌理する。
	企 画 幹	上司の命を受け、課の事務のうち、特定の事務を処理する。
	主 幹	上司の命を受け、課の事務のうち、特定の事務を処理する。
	企 画 員	上司の命を受け、課の事務のうち、特定の事務を処理する。

第16条第 2 項の表を次のように改める。

組 織	職	職 務
事業所	調 整 監	上司の命を受け、所の事務のうち、特定の事務を掌理する。
	企 画 幹	上司の命を受け、所の事務のうち、特定の事務を処理する。
	主 幹	上司の命を受け、所の事務のうち、特定の事務を処理する。
	企 画 員	上司の命を受け、所の事務のうち、特定の事務を処理する。

第17条の表西部事務所の項中「那賀郡弥栄村」を「浜田市弥栄町」に改める。

附 則

この規程は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

島根県企業局事務処理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成18年 3 月31日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県公営企業管理規程第 3 号

島根県企業局事務処理規程の一部を改正する規程

島根県企業局事務処理規程（昭和35年島根県電気事業管理規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 9 号中「主査」を「調整監」に改める。

第10条第 2 項中「主査」を「調整監」に改める。

第16条の 2 第 1 項の表中「主査」を「調整監」に改める。

別表第 2 第10号中「（建設事務所の長に限る。）」を削る。

別表第 4 分任出納員印の項中「斐伊川水道建設事務所長」を削る。

附 則

この規程は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

島根県企業局の職員及び職員の職の設置に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成18年 3 月31日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県公営企業管理規程第 4 号

島根県企業局の職員及び職員の職の設置に関する規程

島根県企業局の職員及び職員の職の設置に関する規程（昭和35年島根県電気事業管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

別表中「水道管理技師」を「水道管理技師 主任庁務員 庁務員」に改める。

附 則

この規程は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

島根県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成18年 3 月31日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県公営企業管理規程第 5 号

島根県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

島根県企業職員の給与に関する規程（昭和41年島根県公営企業管理規程第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

別表第 1 から別表第 3 までを次のように改める。

別表第 1（第 3 条関係）

行政職給料表級別職務区分表

級 \ 組織	本 局	管理事務所	建設事務所	共 通
1 級	主事若しくは技師又はこれらに相当する職			
2 級	主任主事若しくは主任技師又はこれらに相当する職			
3 級	主任			
4 級	企画員			
5 級	グループリーダー	課長	課長	企画幹
6 級	課長	所長 部長	所長	調整監
7 級	課長			
8 級	次長			参事
9 級	局長			技監

別表第 2（第 3 条関係）

技能労務職員級別職務区分表

級 \ 組織	本 局	管理事務所	開発事務所

1 級	運転技師	管理技師 運転技師 水道管理技師 庁務員	運転技師
2 級	主任運転技師	主任管理技師 主任運転技師 主任水道管理技師 主任庁務員	主任運転技師

別表第 3 (第 4 条関係)

管理職手当を支給する職員の職及び支給割合

組 織	職 名	支給割合
本局	局長	100分の25
	技監 次長 参事	100分の20
	課長	100分の16
	調整監	100分の10
事業所	所長	100分の16
	部長 調整監	100分の10

備考

- 1 管理者が別に定める職員の職にあつては、本表に掲げる支給割合と一段階異なる支給割合を用いることができる。
- 2 本表の事業所の項職名の欄に掲げる職員の職については、当該職員の職に管理者が別に定める基準に満たない者が充てられた場合にあつては、管理職手当を支給しない。

附 則

(施行規則)

- 1 この規程は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成18年 4 月 1 日 (以下「施行日」という。) の前日から引き続き在職する職員で、施行日の前日に主幹の職にあつたものについては、当分の間、改正後の島根県企業職員の給与に関する規程 (以下「改正後の規程」という。) の定めにかかわらず、職員の給与に関する条例 (昭和26年島根県条例第 1 号) の適用を受ける職員の例により施行日の前日にあつた級を切り替えた級 (以下「切替後の級」という。) に当該職のまま属することができるものとする。
- 3 施行日の前日から引き続き改正後の規程で定める職に在職することとなる職員で、その職が切替後の級よりも下位の級と定められている場合には、当分の間、切替後の級のみでその職を取り扱うことができるものとする。
- 4 施行日の前日から引き続き在職する職員を施行日以後に改正後の規程で定める職に任用しようとする場合において、その職が切替後の級よりも下位の級と定められている場合には、当分の間、切替後の級のみでその職を取り扱うことができるものとする。
- 5 施行日の前日から引き続き在職する職員で、施行日以後に給料表の適用を異にする異動が行われたものであつて、当該異動を行った日にその職員に適用する職務の級 (以下「適用級」という。) よりも当該異動後の職が下位の級とされる場合には、当分の間、適用級に属したままでその職を取り扱うことができるものとする。

平成18年 3 月31日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県公営企業管理規程第 6 号

島根県企業局職員宿舍管理規程の一部を改正する規程

島根県企業局職員宿舍管理規程（昭和60年島根県公営企業管理規程第 9 号）の一部を次のように改正する。

第14条の前に見出しとして「（費用負担）」を付する。第14条の 2 を第14条の 3 とし、第14条の次に次の 1 条を加える。

第14条の 2 企業局に在籍した職員で、知事部局等へ転勤となった後も引き続き管理者の承認を受け当該宿舍を使用することが出来ることとなった職員が、当該宿舍を退去する際に要する経費及び宿舍の廃止等により当該宿舍を退去する際に要する経費のうち、被貸与者に負担させることが適当でないと管理者が認めるものについては、県が負担するものとする。

様式第 5 号の 2 から様式第 5 号の 4 までの様式中「（第14条の 2 関係）」を「（第14条の 3 関係）」に改める。

附 則

この規程は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

島根県企業局職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成18年 3 月31日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県公営企業管理規程第 7 号

島根県企業局職員就業規程の一部を改正する規程

島根県企業局職員就業規程（昭和48年島根県公営企業管理規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

第14条中「 1 年 」を「 結核性疾患にあっては 1 年以内、その他の負傷又は疾病にあっては90日 」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、その他の負傷又は疾病のうち別に定めるものについて、管理者が療養を必要と認めるときは、当該期間を90日を超えない範囲内で延長することができる。

第33条の表以外の部分中「この規程」の次に「及び別」を加え、同条の表第 2 条第 1 号の島根県行政組織規則の項中「島根県行政組織規則（平成15年島根県規則第30号）」を「島根県行政組織規則（平成18年島根県規則第17号）」に改める。

附 則

この規程は、平成18年 7 月 1 日から施行する。ただし、第33条の改正規定は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

島根県企業局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成18年 3 月31日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県公営企業管理規程第 8 号

島根県企業局財務規程の一部を改正する規程

島根県企業局財務規程（昭和40年島根県公営企業管理規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

様式第12号及び様式第13号中

「 備考 を

備考	検 査	年 月 日	場 所	職 氏 名	に改 印
	(確 認)				

める。

附 則

この規程は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

島 根 県 公 営 企 業 訓 令

島根県公営企業訓令第 1 号

木都賀ダム操作規程（昭和52年島根県公営企業訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

平成18年 3 月31日

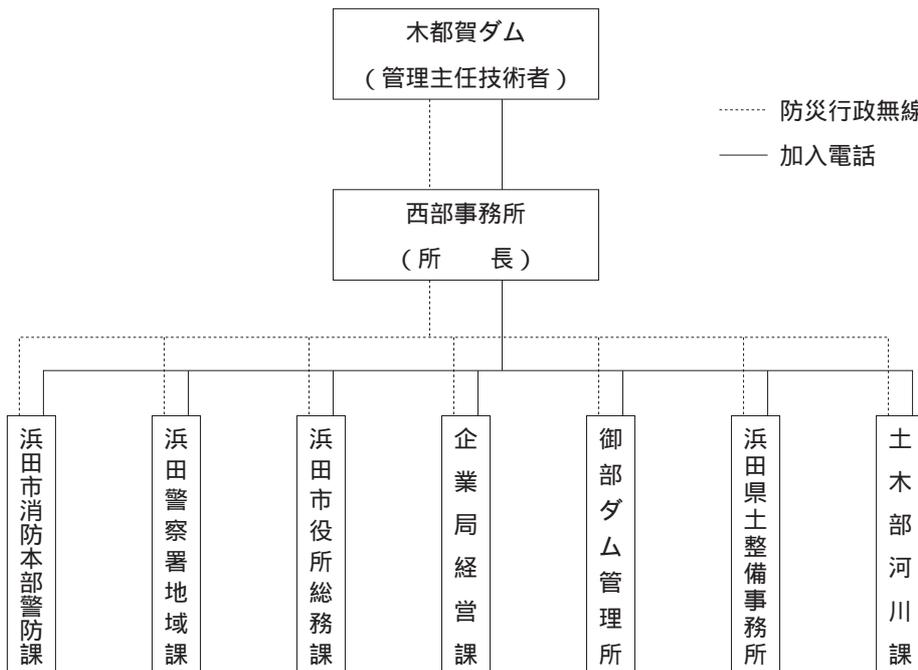
島根県知事 澄 田 信 義

別表第 1 から別表第 3 までを次のように改める。

別表第 1（第14条、第19条又は第20条第 4 号関係）

通 知 の 相 手 方		通 知 の 方 法	
名 称	担当機関の名称	加 入 電 話	防 災 行 政 無 線
島 根 県 知 事	土 木 部 河 川 課	○	○
同 上	浜 田 県 土 整 備 事 務 所		
同 上	御 部 ダ ム 管 理 所		
同 上	企 業 局 経 営 課		
浜 田 市 長	浜 田 市 役 所 総 務 課		
島根県浜田警察署長	浜 田 警 察 署 地 域 課		
浜田市消防本部消防長	浜 田 市 消 防 本 部 警 防 課		

通 信 系 統 図



別表第2 (第15条関係)

種 別	警報所名	所 在 地	構造及び能力	摘 要
サイレン	第1号警報所	浜田市弥栄町木都賀 (ダム)	能力 1HP 余韻防止付 聞こえる範囲 半径1.2km	現場操作
	第2号警報所	浜田市弥栄町木都賀 (ドウエンボー)	能力 5HP 余韻防止付 聞こえる範囲 半径1.9km	遠方操作
音声スピーカー	第3警報所	浜田市弥栄町木都賀 (道猿坊公園)	アンプ出力 100W スピ-カー ストレートホーン 50W×2	同 上

別表第3 (第17条関係)

観測すべき 事項	観 測 施 設		構造又は能力	観測の回数	摘 要
	名 称	位 置			
貯水位及び 流入量	木都賀貯水池 観測所	浜田市弥栄町木都賀イ1984 - 5 (木都賀ダム)	有線遠隔自記水 位計	毎日1回(洪水時、 洪水警戒時及び予備 警戒時において1時 間ごとに1回)	流入量は第9条 の規定により流 量は水位の観測 の結果に基づき それぞれ算定す る。
降水量	木都賀ダム雨 量観測所	同上	自記雨量計		
	弥栄観測所	浜田市弥栄町長安本郷	自記雨量計		
積雪の深さ	木都賀ダム雪 量観測所	浜田市弥栄町木都賀イ1984 - 5 (木都賀ダム)	積雪尺	1月より4月の間に 1日、10日、20日の 月3回	

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。